



許可番号 第07011009101 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県姫路市飾磨区構1111番地

名称 株式会社新生興業

代表取締役 松岡 賢

複写を禁ず

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けたものであることを証する。

姫路市長

清 元 秀 泰



許可の年月日 令和 2年10月30日

許可の有効年月日 令和 7年10月29日

1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含む。）

取扱産業廃棄物の種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

- 1 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。） 2 汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）
- 3 廃油 4 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）
- 5 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）
- 6 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 7 ゴムくず 8 金属くず
- 9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 10 鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。） 11 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 12 ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。） 13 紙くず 14 木くず
- 15 繊維くず 16 動植物性残さ

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限

(1) 積替え・保管施設の所在地

姫路市飾磨区構字西飯田新田1109番1他1筆

(2) 積替え・保管を行う産業廃棄物の種類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

- 1 廃油 2 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 3 金属くず
- 4 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 5 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 6 繊維くず

以上6種類

(3) 積替え・保管面積 40.44㎡ 保管上限 40.33㎡

3. 許可条件

積替え・保管行為は、積替え・保管施設の建物内で行うこと。

積替え・保管施設の維持管理を適切に行い、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の防止に留意すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和57年 5月15日 新規許可

平成19年 4月16日 変更許可（積替え・保管行為の追加）

平成25年 3月 1日 変更許可（取扱産業廃棄物の追加）

平成30年 7月 5日 変更許可（取扱産業廃棄物の追加）

令和 2年10月30日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無